

2021年

秋

どうそ 満

## 議員活動報告



発行責任者 道祖 満

飯塚市鯉田2525-44

TEL 25-3280

つくります!  
newしいづがライフ

飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満

# 秋は来ぬ紅葉は宿に降りしきぬ

## 道踏みわけてとふ人はなし

(よみ人知らず)

皆様お元気ですか。

新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が、9月30日に解除されましたが、飯塚市のワクチンの接種状況は、9月29日時点では、65歳以上の方で2回目接種が終えた人が3万6,792人で90.89%、12歳から64歳の方で2回目接種が終えた人が3万2,392人で44.11%と公表しています。(合計6万9,184人、60.74%)

市では、12歳から34歳の方々のワクチン接種予約を9月13日から開始するなど、接種スケジュールを前倒しして感染防止対策に取り組んでいますが、対象者全員にワクチン接種が終えるまでには時間が掛かるようです。

報道によると、ワクチン接種をしても新型コロナウイルスに感染する場合がありますので、私は、今後もマスクの着用、手の消毒等を継続していこうと思っています。(昨年の寒い時期には、マスク着用の効果なのか、喉の痛み等の風邪の症状がありませんでしたので、マスク着用を考えています。)

不要不急の外出を控えるようになり、各種の会合が中止となり、皆様の声を直接聞くことが少なくなり残念に思っています。(家にいる時間が多くなり、本を読むにも市立図書館が8月20日から9月30日までの長期の休館となり、本を借りることが出来なくなり、時間を持て余して困りました。)

飯塚市議会では、9月2日より9月27日まで、9月定例会が開催されました。

今回の市議会では、「二酸化炭素削減問題と廃棄物処理施設整備計画について」と題して、地球温暖化対策計画と、地域脱炭素ロードマップについて・廃棄物処理施設整備計画について・バイオコークスについて・新廃棄物処理施設を活用した脱炭素先行地域づくりについて、一般質問で市の考えを質しました。

## 9月定例会市議会が開催されました。

9月2日より9月27日まで、9月定例会市議会が開催され、執行部提出議案21件・令和2年度の各会計の歳入歳出決算の認定16件・報告事項8件・議員提出議案4件・請願2件が審議されました。

執行部提出議案の主なものは次のとおりです。

◎「令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」

令和3年8月の大雨災害にかかる災害復旧等に要する経費と新型コロナウイルス感染症対策に要する経費11億6,377万円を追加するもの。

◎「令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」

補助事業関連経費と早急に執行すべき経費1億4,510万5千円を補正し補正後予算を778億136万1千円とするもの。

◎「令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」

債務負担行為として令和3年度から令和8年度まで穂波西中学校区給食調理等業務委託料5年間で限度額3億827万5千円とするもの。

◎「飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」

二瀬交流センターの新築移転に伴い、二瀬出張所の位置を横田809番地に令和4年4月1日より変更するもの。（旧飯塚市給食センター跡地）

◎「飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」

老朽化に伴い、穂波武道館を廃止するもの。（令和3年10月1日より）

◎「飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例」

穎田地域が新たに過疎地域に追加されたことに伴い、穎田地域を適用地区に追加するもの。

◎「契約の締結（幸袋交流センター建設工事）」

幸袋交流センター建設工事を、「株式会社サカヒラ」と契約金額3億3,625万1,300円で契約するもの。

◎「土地の処分（地方卸売市場跡地）」

飯塚市菰田の地方卸売市場跡地（面積55,285.02㎡）を、広島県広島市の「株式会社イズミ」へ処分（処分価格21億円）するもの。

◎「飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、令和3年度から令和7年度までの計画を策定するもの。（筑穂・穎田地域の移住・定住の促進、生活環境の整備、産業・地域文化の振興、福祉の向上等の各種施策を幅広く計画するもの。）

筑穂地域人口推移 2005年10,815人（国勢調査）・2020年9,731人（住民基本台帳）

穎田地域人口推移 2005年6,841人（国勢調査）・2020年5,487人（住民基本台帳）

## 「二酸化炭素削減問題と廃棄物処理施設整備計画について」一般質問を行いました。

国では二酸化炭素削減問題について、「地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）」では、「温室効果ガス排出量を、中期目標として2030年までに2013年度比26%の削減、長期目標として2050年まで80%の削減を目指す。」としていましたが、昨年10月に2050年までに2013年度比100%の削減。また、今年の4月には、2030年までに2013年度比46%の削減を目指す。と表明致しました。

この二酸化炭素削減問題に対して、飯塚市の取り組みについて一般質問を行いました。

**質問** 地域脱炭素ロードマップ（地方からはじまる、次の時代への移行戦略）国・地方脱炭素実現会議・令和3年6月9日が出されていますが、御存じでしょうか。

**答弁** 地域脱炭素ロードマップは、地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、世界に広げるために2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略となる地域脱炭素の行程と具体策を示したもので、主な取り組みとして、「脱炭素先行地域をつくる。」（地方自治体や地元企業が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに地域特性等に応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、2030年度までに実行するとしている。）「脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施。」（自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について地域が主体となって実施する。）が、掲げられている。

**質問** 別添付に「地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策」が示されていますが、その中に（7）地域の生活・循環経済を支えるインフラ①廃棄物処理システムのトータルでの脱炭素化（環境省）と記載がありますが、その内容はどのようなになっていますか。

**答弁** 2030年を目途に、全ての自治体で、単独又は共同で、廃棄物分野の2050年カーボンニュートラルに向けた計画が策定され、全ての自治体で取組みが始められていることを目指すことや、地域特性を考慮しつつ、地方公共団体及び民間事業者との連携により地域全体で安定化・効率化を図っていく。必要に応じて、PFI等の手法による施設設計の段階から民間活力の活用、ICTの導入による処理工程の監視の高度化及び省力化、施設間の連携強化等により、費用効率的な事業となるように取り組む。となっている。

**質問** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の第5条の3の第1項に規定する廃棄物処理施設整備計画の2018年度から2020年度について、平成30年6月19日閣議決定「廃棄物処理施設整備計画」として定められていますが、御存じ

でしょうか。

答弁 「地球温暖化対策計画」の目標達成に向けて、また、近年多発する大規模災害発生時に適切・迅速に廃棄物を処理できる体制の構築、国の「持続可能な開発目標 SDGs」の実施指針を考慮しつつ廃棄物処理施設の整備及び関連する施策の充実を図っていく事が重要となっており、今後の廃棄物処理施設整備には、生活環境の保全・公衆衛生の向上という観点にとどまらず、人口減少等の社会状況の変化や地域の課題に対応し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。と示されています。

質問 7月19日に「ふくおか県央環境広域施設組合」の研修会が、穂波交流センターで開催されましたが、この研修会では、環境省九州地方環境事務所資源環境課から「一般廃棄物の現状について」として国の取り組み等についての講演がありました。また合わせて、国の方針に従って、廃棄物処理施設の今後の設備整備の取り組み状況について、設備メーカー2社より講演がありました。が、この中で、近畿大学のバイオコックスを石炭コックスに代替えすることが、可能であると説明されていたと思いますが、確認できますか。

答弁 研修会の際に、廃棄物処理施設設備メーカー2社による低炭素・脱炭素化に向けた企業の取り組みの講演が行われ、シャフト炉式ガス化溶融炉設備において圧潰強度があるバイオコックスであれば石炭コックスの代用品として使用可能との説明があり、近畿大学で作成したバイオコックスは、加熱後圧潰強度の数値は同社の評価基準をみたしており、代用品として使用できる品質を確認したとの説明があった。

質問 令和2年3月に一般財団法人石炭エネルギーセンター・日本鋳研株式会社・学校法人近畿大学より、平成31年度環境省環境再生・資源循環局委託の「平成31年度CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」(多原料バイオコックスによる一般廃棄物処理施設及び鋳鉄製造業でのCO2排出量削減の長期実証)の報告書が出ていますが、御存じでしょうか。

答弁 実証実験の結果は、製造時間を25%短縮した多原料バイオコックスが、ガス化溶融炉の石炭コックス代替えとして機能することや、石炭コックス削減率約25%で、長期安定運転の実証実験が行われた。また、削減率上限の確認試験では、最大で石炭コックス削減率51%を達成した。と記されている。

質問 先ほどお尋ねしました「地域脱炭素ロードマップ」の概要ではわかりやすく、脱炭素先行地域づくりについて、「地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取り組みを実行」とあり、「地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減に取り組み、2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する事とし、それらの実現の道筋を、2025年度ま

でに立てることとする。」となっています。

また、削減レベルの要件を満たす取り組み内容では、7つの項目があり、その中に「再生可能エネルギー熱や未利用熱、カーボンニュートラル燃料の利用として、合成燃料等の化石燃料に代替える燃料の利用を進める。」「地域の自然資源等を生かした吸収源対策等として、森林や里山、都市公園・緑地等の地域の自然資源を適切に整備・保全することで、林業を活性化しつつCO2吸収量を確保するとともに、木材資源を活用して炭素の長期貯蔵を図る。」とされています。

脱炭素に向けての国の方針等、実証実験の結果を確認させて頂きましたが、現在、飯塚市も加入して構成される「ふくおか県央環境広域施設組合」では、新しい廃棄物処理施設の整備に2030年度を目標に取り組んでいます。

飯塚市には、近畿大学九州工学部があり、以前、バイオコークスの実証実験を飯塚市の廃棄物処理施設のクリーンセンターで行った実績があります。その実績を踏まえて、改めて近畿大学と相談して、化石燃料の代替え燃料としてバイオコークスを利用することによって、新廃棄物処理施設を活用する脱炭素先行地域づくりに取り組むことができるのではないかと考えますが、如何でしょうか。

(バイオコークスの原材料としては、焼却や埋め立てされている街路樹等の伐採された枝や、道路土手等の伐採された草や、家庭から出る野菜等の皮や残菜などが考えられます。また、森林の保全作業による伐採後の枝等の利用も考えられます。)

答弁 現在「ふくおか県央環境広域施設組合」では、2030年を目標に新清掃工場建設に取り組んでいる。その建設に当たっては、地球温暖化対策計画にある温室効果ガスを2013年対比2030年度46%削減、2050年度の二酸化炭素0という目標を達成する事も視野に入れた取り組みを進めていく必要があると考えている。

そのためには、国が「地域脱炭素ロードマップ」で示している、環境省を中心に国も積極的支援を行う「脱炭素先行地域」への認定に向けて、今後の施設整備計画策定に当たっては、「ふくおか県央環境広域施設組合」及び、関係自治体と積極的に協議しながら進めていきたい。

(2030年を目標に建設が予定されている新清掃工場の二酸化炭素削減については、建設後約30年間の稼働が考えられますので、新清掃工場が稼働する時点で2050年目標を達成していることが求められます。)

## 「飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」が提出されました。

9月定例会市議会に、「飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」が提出されました。

請願の要旨は、次回の飯塚市議会議員一般選挙から、現行の市議会議員定数 28 人から 4 人削減の 24 人となりますが、これを、28 人に戻すことを求めるものです。

定数を 24 人から 4 人増やして、28 人とする理由は、「先に可決された 4 人削減の理由は、市財政の削減効果の点からであり、十分な議論が行われていない。」「議員定数が減ることにより女性議員が増えない。」「初めて立候補しようとする方がしにくくなる。」「多様な声を議会に届けることが難しくなることを危惧する。」等とされています。

この請願については、議会運営委員会に審議が付託されました。

議会運営委員会では、請願の紹介議員から説明を受けた後、議会閉会中の継続審査とすることになりました。

## 「総合評価落札方式による入札制度に関する請願」

飯塚市の公共工事発注における総合評価落札方式による入札制度の廃止を求める。ことを要旨とする請願が 9 月定例会市議会に提出されました。(採決には、反対致しました。)

請願では、廃止を求める理由は次の様に述べられています。

○国は、「総合評価落札方式」の課題として次のことを指摘している。(1)「総合評価落札方式には、価格競争と比較して、透明性・公平性の担保が難しいという構造的問題があり、担当者(発注者側)の裁量により特定の事業者が有利になるような評価項目・基準が設定されるという「恣意的な評価」への懸念。(2)評価表標準例などの工夫がなされた場合でも、評価方法(評価項目・基準等)が定型化することにより、ノウハウを有する既存の事業者が有利(寡占状態)になってしまう懸念。

○飯塚市での「総合評価落札方式」において、過去の落札結果が如実に示しているのは、国が懸念し指摘したとおり、特定事業者による「独占受注」となっていることが、周知の事実であり、過去 3 年間における S 1 事業者(建築)の受注額や落札率から見ても、一目瞭然である。

この請願は、総務委員会に付託されましたが、総務委員会では賛成多数で採択され、9 月 27 日の本会議の場で、総務委員会の採決に対しての賛否が求められました。

総務委員長に、委員会の審議において、国の懸念は、誰が何時示したのか確認いたしました。が、事実確認が行われていませんでした。また、請願の内容の確認すべき事項について質疑等があったのか確認致しましたが、何も行われていませんでした。

「総合評価落札方式」による入札制度に関する請願の採択に反対の立場で、次のように討論を行いました。

◎本請願は、飯塚市の公共工事発注における、「総合評価落札方式」による入札制度の廃止を求めるものです。が、請願の理由として述べられている内容から考えてみますと、「総合評価落札方式」の導入について、総務委員会では、請願者が述べている、国が制定した「適正化法」、「品確法」についての内容について確認がされていません。

請願者の述べている「適正化法」が、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日)であるならば、この法律の目的は、第1条に定められています。「この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約に対する措置、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発展を図ることを目的とする。」

また、請願者が述べている「品確法」が、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月1日施行)であるならば、この法律の目的は、第1条に定められています。「この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」

◎請願者は、「他方で、国及び地方自治体の契約は、原則として一般競争入札で行われることが定められています。(会計法第29条3第1項、同29条の6、地自法第234条第2項、自治法施行令第167条の10)」と、法的根拠が示されていますが、総務委員会では記述内容が、事実かどうか、審議が行われていません。

地方自治法施行令第167条の10の2の第3項には、「普通地方公共団体の長は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申し込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。」とあり、契約の原則が一般競争入札で行われるとして、一般競争入札の際に総合評価落札方式で行うことについては、否定されていないと思います。

◎国が「総合評価落札方式」の問題点を指摘しているとされていますが、今回請願者が述べている関係法令の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」、「地方自治法」、「地方自治法施行令」に、「総合評価一般競争入札」「総合評価指名競争入札」と条文の中に明記されていますが、何故、国が法律等に「総合評価方式」と表記しているのかが、審議が行われていません。

◎総務委員会では、請願者が、「飯塚市の総合評価落札方式による過去の落札結果が、国

が懸念し指摘していたとおり、特定事業者に「独占受注」となっていることは、周知の事実、一目瞭然。」と、述べられていますが、総務委員会に提出された、過去6件と、今議会に提案されている幸袋交流センター建設工事を合わせた7件の「総合評価落札方式」による落札結果の資料を見ると、全て異なる業者が落札していますので、特定の事業者が独占的に受注していないことは明日です。

◎国土交通省が平成20年3月に改定された「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」では、総合評価方式の導入の意義、導入の背景については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づいて導入することが明確に示されています。

各都道府県担当部局長あてに、総務省自治行政局行政課長・国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より、令和2年12月23日付けで「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との連携体制の強化について」が、送付されており、その中に、「公共工事の入札及び契約の適正化推進について」(令和元年10月21日付総行第215号・国土入企第26号)等の趣旨を踏まえ市町村においても、適切な実施が確保されていることが重要である。とあります。

国土交通省九州地方整備局の「工事における総合評価落札方式の実施方針について」(令和3年度版)には、基本方針が示されています。

請願者は、国が問題点を指摘して、国が総合評価落札方式に否定的であるような印象を持っているようですが、国においては、法律に基づき総合評価落札方式の導入、活用を図っている事実が示されていると理解致しますので、「総合評価落札方式」による入札制度に関する請願の採択については反対致します。

本会議場での採決の結果、議長と欠席議員を除く出席議員26名のうち賛成14名・反対12名で請願は採択されました。

## R201 八木山バイパス筑穂トンネル工事視察

10月6日経済建設委員会で、国道201号八木山バイパスの4車線化整備を目指して進められている筑穂トンネルの工事現場を視察致しました。(篠栗町から筑穂IC間の令和6年度の開通を目指して工事が行われています。飯塚市弁分までの全線開通予定は、令和11年度です。)

八木山バイパス4車線化の整備は、円滑な移動の確保による地域交流の向上、対面通行区間の解消による安全・安心の確保、定時・速達性の高い物流ルートの形成により地域産業を支援等の効果を目指して進められています。

